

## HELLO WORK information 6

月刊

ハローワーク別府

別府公共職業安定所広報  
2026年6月号

## contents

- ① 高齢者・障害者雇用状況報告の提出について P1
- ② 外国人雇用はルールを守って適正に！ P2
- ③ 労働保険の年度更新手続きが始まります！ P2
- ④ 人材確保等支援助成金のご案内 P3
- ⑤ 管内労働市場の動き（4月内容） P4
- ⑥ セミナー・各種相談会・面接会のお知らせ P4



アサギマダラ(姫島村)

《事業主の皆さまへ》

1

## 高齢者・障害者雇用状況報告の提出について

一定数以上の従業員を雇用している事業主の皆様には、毎年6月1日現在の高齢者・障害者の雇用状況を事業所の所在地を管轄するハローワークへご報告いただくこととなり（根拠法令：高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項）、対象となる事業主様へは厚生労働省より報告書等の書式が郵送されますので、**令和8年7月16日（木）までに管轄のハローワークへ提出いただきますようお願いいたします。**様式の記入にあたり、ご不明な点等ありましたら、管轄のハローワーク担当窓口までお問い合わせください。

誰もが活躍できる職場づくり  
にご協力を！

## 報告方法

【厚生労働省ホームページ】  
記入要領等

- ① ハローワークに郵送もしくは持参
- ② 電子申請

高齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告の電子申請には電子署名（※）または**GビズID**が必要となっています。

【GビズID申請・取得手続きお問い合わせ先】

「GビズIDヘルプデスク」0570-023-797

（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始除く）

「GビズIDホームページ」<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※**GビズID**を利用せず **e-Gov** アカウントを使用して電子申請する場合は、別途電子署名（有料）が必要となります。電子署名については、「**e-Gov** ホームページ」（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）をご確認ください。



事業主の方へ

電子申請のご案内

高齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告は、**GビズID**または**電子署名（※）**を利用した電子申請で提出できます！

※ GビズIDを利用せず e-Gov アカウントを使用して電子申請する場合は、別途電子署名（有料）が必要となります。電子署名については「e-Gov ホームページ（電子申請のご案内）」<https://shinsei.e-gov.go.jp> をご確認ください。

**GビズIDとは？**

・1つのID・パスワードで複数の行政サービスを利用することができる法人・個人事業主向け異連携システムであり、プライム、メンバー、エントリーの3種類のアカウントがあります。

GビズIDの種類	利用料	取得費用の有無	電子申請に当たって	発行要領
gBizIDプライム	会社代表者または個人事業主	無料	必要	電子署名不要 2週間程度
gBizIDメンバー	gBizIDプライム取得連絡の従業員	無料	不要	電子署名不要 即時発行 可能
gBizIDエントリー	事業をしている方なら誰でも可能	無料	不要	電子署名必要 （有料） 即時発行 可能

## 令和8年度留意点

## 【報告時の注意点】

電子申請をご利用の方は e-Gov ホームページからダウンロードした様式（Microsoft Excel）をご利用ください。  
**PDF ファイルでの提出は不可です。**

【高齢者雇用状況等報告】報告書の様式が変更されています！

継続雇用の対象者を限定できていた経過措置制度が令和7年3月末に終了したことに伴い、**令和8年度高齢者雇用状況等報告書の⑩欄、⑪欄が変更されています。**記入にあたっては、記入要領 P14～、P31～をご確認ください。

【障害者雇用状況報告】記入漏れにご注意ください！

申請書③欄「法人番号欄」やD欄「障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」などに必要な記入がないことがありますので、提出前に確認をお願いします。

《外国人を雇用する事業主の皆さまへ》

2

## 外国人雇用はルールを守って適正に！

ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省では、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、事業主団体などの協力のもと事業主や国民を対象に、労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行います。大分県内の外国人労働者数（令和7年10月末時点）は14,378人（前年比2,202人、18.1%増加）、また外国人を雇用する事業所数は2,508か所（前年比285か所、12.8%増加）で、ともに過去最高を更新しています。業種別の事業所数と労働者数の上位3業種は以下のとおりです。

【外国人労働者数】	①製造業	②宿泊業,飲食サービス業	③建設業
【外国人雇用事業所数】	①建設業	②宿泊業,飲食サービス業	③製造業

以下の2点は、事業主の責務です！

**STOP!**  
違法就労



### 1 雇入れ・離職時の届出

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。対象の外国人が雇用保険の被保険者となる場合は「雇用保険被保険者資格取得・喪失届」、雇用保険の被保険者とならない場合は「外国人雇用状況届出書」にて届出をお願いします。

ハローワークでは、届出を基に雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認することで、不法就労の防止につながります。

詳細は厚生労働省  
ホームページから →



### 2 適切な雇用管理

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。この指針に沿って、適正な労働条件・安全衛生の確保や社会保険等の適用、福利厚生等の整備等の職場環境改善や再就職支援に取り組んでください。

3

《事業主の皆さまへ》

## 労働保険の年度更新手続きが始まります！

### 労働保険の年度更新とは？

事業主は新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

### 申告の方法・窓口は？

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。



忘れず申告  
きちんと納付！

### 年度更新の手続きは？

年度更新の手続きは令和8年6月1日から7月10日までの間に行ってください。

「既に廃止している又は労働者を雇用していないため、保険関係を廃止する場合」「現在は労働者を雇用していないが、今後雇用する見込みがある場合」でも申告書の提出が必要です。

### 保険料率改定

労災保険率については令和6年4月1日より改定されています。雇用保険率については令和8年4月1日より改定されます。

令和8年度 →  
雇用保険料率 →



〔お問い合わせ先〕  
大分労働局 総務部 労働保険徴収室  
☎ 097-536-7095

申告・納付は、令和8年6月1日（月）から 令和8年7月10日（金）までに！

《事業主の皆さまへ》

## 4

## 外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？

## 人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成するものです。

※雇用保険被保険者となる外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く)を雇用している事業主が対象です！

## 具体的な取組(就労環境整備措置)

必須メニューに加え、**選択メニューの①～③のいずれか**を実施する必要があります。

必須メニュー	雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、雇用する外国人労働者に周知するとともに、1回以上の面談を行う。
	就業規則等の多言語化	就業規則、労働協約、労働条件通知書、雇用契約書のいずれかを多言語化し、計画期間中に、雇用する外国人労働者に周知する。
選択メニュー	①苦情・相談体制の整備	外国人労働者の苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により苦情・相談に応じる。
	②一時帰国のための休暇制度の整備	外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得させる。
	③社内マニュアル・標識類等の多言語化	社内マニュアルや標識類等を新たに多言語化し、計画期間中に、外国人労働者に周知する。

## 支給額

1つの措置導入ごと20万円(上限80万円)

## 対象となる経費

以下の経費を委託した場合にも「支給対象経費」となります。

- ① 通訳費 ② 翻訳機器導入費 ③ 翻訳料 ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料  
(外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る)  
⑤ 社内標識類の設置・改修費 (多言語の標識類に限る)

## 主な支給要件

▶ 次の「外国人労働者離職率」に係る目標を達成する必要があります。

外国人労働者の離職率	就労環境整備措置の実施日の翌日から6ヶ月経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が15%以下であること。
------------	--

※外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、6ヶ月経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること。

▶ 外国人雇用状況届出(労働施策総合推進法)を適正に届け出ている必要があります。

## お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課(助成金センター)

助成金の活用にあたり、このリーフレットに記載していない支給要件や取扱いがあります。ご不明な点や詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。最寄りの都道府県労働局職業安定部 職業対策課(助成金センター)までお問い合わせください。

人材確保等支援助成金 外国人労働者

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html)



# 5 管内労働市場の動き（4月内容）

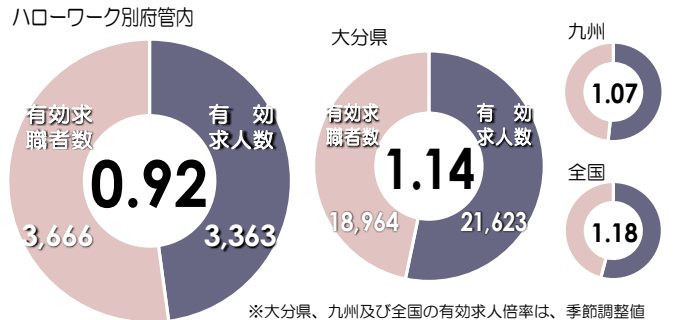
## ■職業紹介関係（4月）

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
新規求職申込件数	1,059	810	1,031	28
月間有効求職者数	3,666	3,431	3,418	248
新規求人数	1,216	1,129	1,323	▲107
月間有効求人数	3,363	3,381	3,582	▲219
新規求人倍率	1.15	1.39	1.28	▲0.13
有効求人倍率	0.92	0.99	1.05	▲0.13
紹介件数	615	643	622	▲7
就職件数	209	340	245	▲131

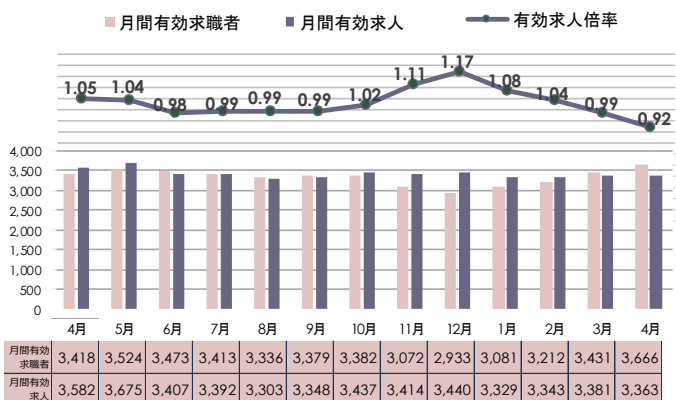
## ■雇用保険関係（4月）

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
適用事業所数	3,360	3,355	3,341	19
月末被保険者数	46,022	46,791	46,638	▲616
受給資格決定件数	351	191	345	6
受給者数	782	827	704	78

## ■有効求人倍率（4月）



有効求人倍率／求人・求職の推移（令和7年4月～令和8年4月）



# 6 セミナー・各種相談会・面接会のお知らせ

### 就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

**6/25** 13:30～15:30 セミナー  
15:30～16:30 個別相談  
再就職のための求職活動の進め方について学び、応募書類作成・模擬面接等をしながら実践力を身に付ける専門講師によるセミナー(定員各12名)。定員に満たない場合は当日申し込み・受講も可能です。  
【申込み】ハローワーク別府まで

### 福祉のしごと相談会 当日受付

**6/4・18** 10:00～12:00  
福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供を行っています。  
【問】大分県福祉人材センターまで ☎ 097-552-7000

### 心理カウンセリング 事前予約

**6/3・10・17・24** 13:40～15:00～  
就職に対する心理的な不安に、専門の臨床心理士による相談やアドバイスが受けられます。  
【予約】ハローワーク別府まで

### 事業所ミニ説明会・面接会 当日参加

**6/1・8・15・29** 10:00～11:30  
14:00～16:00  
参加企業については、ハローワーク別府総合受付までお問合わせください。  
予約不要、履歴書不要、服装自由

### おおいたサポステ出張相談会 事前予約

**6/4・18** 10:00～15:00  
働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方にキャリアコンサルタントが丁寧にコンサルティングを行い、就職に向けてサポートします。  
【予約】おおいた地域若者サポートステーションまで ☎ 097-529-5264

### 看護職の就業相談会 当日受付

**6/18** 10:00～12:00  
再就職を目指す方へ、面接前の施設見学の設定や復職に向けての研修の紹介などを行っています。  
【問】大分県看護協会大分県ナースセンターまで ☎ 097-574-7136

### 出張就職相談会 予約優先

**6/18** 13:30～16:30  
若者(概ね49歳以下(学生含む))とその家族の方の就職相談、就職支援、情報提供、履歴書の書き方や面接の受け方等の支援を行います。  
【予約等】おおいたジョブステーション 別府サテライトまで ☎ 0977-27-5988

※相談・面接等の会場は全てハローワーク別府会議室です